

令和7年度 女性の職業選択に資する情報公表（女性活躍推進法第21条関係）

特定事業主名： 熊本県あさぎり町

令和8年7月24日公表

I 職員の男女の給与の額の差異

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	93.2%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	77.7%
全職員	81.9%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	—%
本庁課長相当職	97.8%
本庁課長補佐相当職	—%
本庁係長相当職	96.1%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	89.9%
31～35年	95.7%
26～30年	97.4%
21～25年	81.9%
16～20年	77.3%
11～15年	92.4%
6～10年	127.2%
1～5年	96.6%

II 管理的地位にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和7年度
管理的地位にある職員	5.70%

Ⅲ 各役職段階にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和7年度
本庁部局長・次長相当職	— %
本庁課長相当職	11.8 %
本庁課長補佐相当職	— %
本庁係長相当職	45.6 %

Ⅳ 男女別の育児休業取得率及び男女別の育児休業の取得期間の分布状況

1. 男女別の育児休業取得率

(1) 常勤職員

区分	令和7年度
男性	25.0 %
女性	100.0 %

(2) 会計年度任用職員

区分	令和7年度
男性	— %
女性	100.0 %

Ⅴ 職員の勤務時間の状況

管理的地位にある職員以外の職員一人当たりの一月当たりの正規の勤務時間を超えて命じられて勤務した時間

区分	令和7年度
職員（男女）	4.9 時間／月

【説明欄】

Ⅰ 職員の男女の給与の額の差異

- 手当類（扶養手当・住宅手当・児童手当）については、男性に支給している割合が高いことが差異の大きな要因となっている。
- 21～25年は、男性全員が24～25年目、女性の半数が21年目と本俸による差異に加え、男性全員に扶養手当を支給している差異が大きく出たものである。
- 勤続年数別16～20年は、本俸でみると差異は生じていないが、住宅手当、扶養手当及び児童手当の支給による差異が大きく出たものである。
- 勤続年数10年以下の職員のうち、前職経験のある者の採用割合は女性が高い傾向にある。

Ⅱ 管理的地位にある職員に占める女性職員の割合

Ⅲ 各役職段階にある職員に占める女性職員の割合

- 女性職員 【課長職】 2名 【課長補佐職】 0名